宜野湾市

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の実施について

○総合事業への移行について

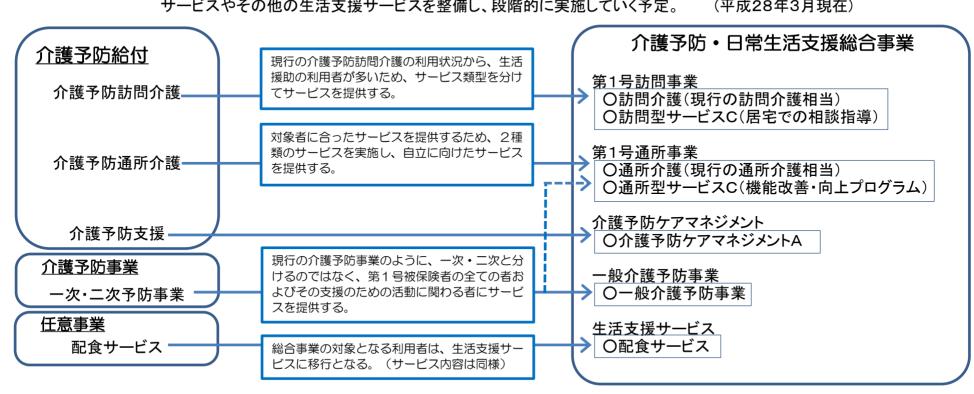
・総合事業へ移行するための条件は、以下の通りとされている。

→「総合事業を実施するための<u>予算確保</u>がされており、その予算を執行するための<u>総合事業の実施要綱</u>が定められ、事業の対象者が<u>総合事業によるサービス(みなし指定によるサービスを含む。)を利用できる</u>状態になっている場合」(介護保険条例参考例(案)に関するQ&A H26.7.28全国介護保険担当課長会議資料)

そのため、移行するための条件としては、移行時期に「現行相当の訪問介護・通所介護サービスのみ(みなし指定のサービス)」、「介護予防ケアマネジメント」、「一般介護予防事業」の実施のみでクリアとなり、多様なサービスは段階を踏んでの実施も可能である。



〇宜野湾市としては、先進事例を参考に平成28年3月に移行することとし、訪問介護(現行の訪問介護相当)、通所介護 (現行の通所介護相当)、通所型サービスC(短期集中型予防サービス)の3種類を実施する。今後、多様な訪問(通所)型 サービスやその他の生活支援サービスを整備し、段階的に実施していく予定。 (平成28年3月現在)



〇要支援認定者の更新について

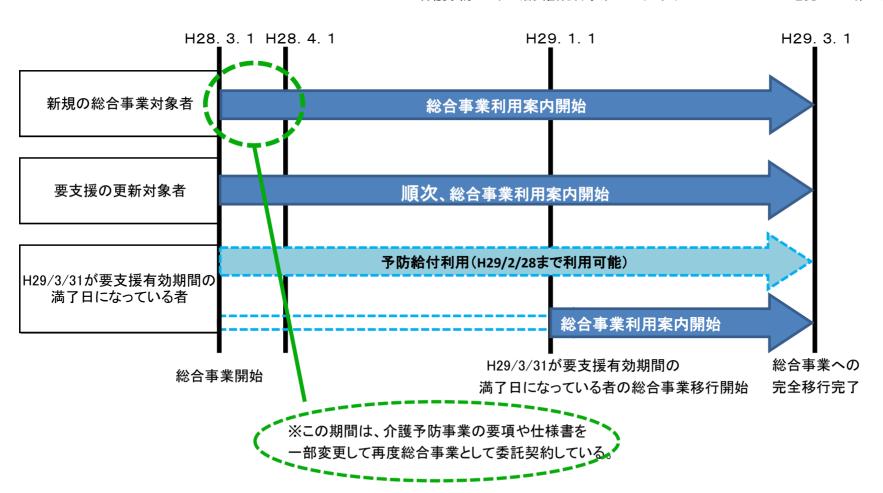
- ・官野湾市では、平成28年3月1日付け新規申請分より基本チェックリストを実施し、総合事業対象者とします。
- ・要支援認定者については、平成28年3月末日に認定期間が満了する者から順次総合事業へ移行とするため、担当している要支援者の 更新時期を把握し、予防給付の利用のため更新申請を行うのか、現行相当サービスのみ利用するため基本チェックリストを実施し、事業対象者へ移行するのか確認をお願いします。

:総合事業		:予防約	給付		:窓口	来所の	诗期	※平成	29年3	3月1日	から総合	合事業	こ完全和	多行					
認定期限	平成2	7年度						平成2	28年度							平成29年度			
DIC VC 701 FEX	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規申請																			
H28.3月末																			
H28.4月末																			
H28.5月末																			
H28.6月末																			
H28.7月末																			
H28.8月末																			
H28.9月末																			
H28.10月末																			
H28.11月末																			
H28.12月末																			
H29.1月末																			
H29.2月末																			

○移行する時期の考え方について

●改正法により、総合事業への移行においては、その円滑な移行を図るため総合事業開始時点以降も、既に要支援認定を受けている 居宅要支援被保険者について、その認定更新まで予防給付を受けられるようにされている。(要支援者の認定の有効期間は最長で1年であることから、総合事業開始から1年ですべての要支援者が総合事業に移行することとなる。)

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて H27.6.5老発0605第5号



〇サービス利用の流れ

①相談と聴き取り

〇被保険者は市町村窓口または宜野湾市の地域包括支援センターに相談します。

・窓口担当者は相談受付シートを用いて、被保険者より相談の目的や必要と考えているサービスを聴き取り、基本チェックリスト実施、要介護・要支援認定申請、一般介護予防事業へ案内のいずれかに振り分ける。

②総合事業の説明

〇総合事業は、その目的や内容、メニュー、手続き等のほか、以下についても説明します。

- ・サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること。
- ・事業対象者となった後でも、必要時は要介護認定等の申請が可能であること。
- ・利用希望のサービスを確認し、必要に応じて地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメントを受ける必要があること。

③申請書の手続き

・サービス事業利用のための手続きは、原則被保険者本人が直接窓口に出向いて行う。ただし、本人が来所できない(入院中、外出に支障がある等)場合は、家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取る。

(※<u>地域包括支援センターに相談があった場合</u>は、簡単な聴き取りを行い、「明らかに要介護認定が必要な場合」や「予防給付や介護給付によるサービスを希望している」場合を除いては基本チェックリストを用いて、対象者に適したサービスの確認を行う。)

4)基本チェックリスト等の実施

・サービス事業対象者であるか確認するため、「基本チェックリスト」を記入してもらう(記入が困難であれば、質問事項の主旨を説明しながら本人等に聴き取る)。その結果から、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業および給付)の振り分けを実施する。その後、各担当包括にも情報提供し、事業対象者として適当か「判定会議」を行う。

⑤被保険者証および 介護保険負担割合証の発行

・市は被保険者証および介護保険負担割合証を発行し、事業対象者へ送付する。

⑥介護予防ケアマネジメント依頼届出書提出

・事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を担当の 地域包括支援センターへ提出する(家族等の代行による提出も可能)。包括職員は市担当窓口にその届出を提出し、対象者へ送付 した被保険者証と担当包括を印字した被保険者証を交換する。

⑦ケアプラン(案)作成、 サービス担当者会議、サービスの案内

・地域包括支援センターは、事業対象者のケアプラン案の作成、サービス担当者会議の開催、サービスの案内等を行う。

⑧ケアプランへの同意

事業対象者は、ケアプランの内容に同意し、契約を締結する。



サービスの利用開始

〇総合事業での利用可能サービス表

		要介護認定者	要支援認定者	事業対象者	非該当	備考	
	訪問型サ	訪問介護(現行の訪問介護相当) (身体介護+生活援助)	×	0	0	×	
	^ッ ー ビス	訪問型サービスC (居宅での相談指導等)	×	0	0	×	⇒現在未実施。 今後整備予定。
生活支援	通所型サ	通所介護(現行の通所介護相当)	×	0	0	×	
サービス	リービス	通所型サービスC (機能改善・向上プログラム)	×	0	0	×	
	生活支援	生活支援サービス (配食サービス等)	×	0	0	×	⇒現在未実施。 今後整備予定。
一般予防	介護 事業	一般介護予防事業	Δ	0	0	0	

〇総合事業のサービス概要(訪問型サービス)

一大次20年0万 况 在					
		訪問介護(現行の訪問介護相当)			
サービス内容		○食事の介助 ○入浴介助 ○排せつ介助 ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 など	〇必要に応じて、専門職を自宅または居住地へ派遣 し、相談指導を行う。		
実施	方法	指定	直接実施/委託		
対象とならな	いサービス	・本人以外のために行うことや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象にならない。 ・本人以外の家族のための家事・ペットの世話・大掃除・模様替えなど			
サービス	く 提供者	訪問介護員	介護長寿課嘱託員/委託した専門職など		
サービス	ス対象者	サービス事業対象者で、 身体介護と生活援助が必要な者 (同居家族がいる方が生活援助を希望する場合に ついては、 理由書 の提出が必要となります)	サービス事業対象者で、 専門職に相談・指導を受ける必要がある者		
ケアマネ	・ジメント	ケアプラン作成、モニタリング実	施(介護予防ケアマネジメントA)		
利用者	音 負担	介護給付の利用者負担割合 (1割。一定以上の所得の利用者は2割)	なし		
負担	方法	月毎の包括払い	_		
1月あたりの 費用単価	週1回程度 週2回程度 週3回程度 加算	1, 168単位 2, 335単位 3, 704単位 有	_		
限度額管理		限度額管理の対象。国保連で管理	-		
サービス提供者への支払方法		国保連経由で審査・支払	支払なし/直接委託者へ支払い(利用1回あたりの 金額に実施数量を乗じた分を支払う)		

〇総合事業のサービス概要(通所型サービス)

-			十成20年0月現在	
		通所介護(現行の通所介護相当)		
サービス内容		○体操(生活機能向上) ○レクリエーション ○入浴 ○食事 など	〇生活機能および運動器の機能改善・向上プログラム。	
実施	方法	指定	直接実施/委託	
サービス	ス提供者	通所介護事業所の従事者	介護長寿課嘱託員/委託先の従事者等	
サービス対象者		サービス事業対象者で、 通所介護の利用が必要な者	サービス事業対象者で、 生活機能および運動器の機能改善が必要な者 (筋カトレーニング等が主なため、医師からの 診療情報提供書等を必要とする場合がある)	
ケアマネ	ベジメント	ケアプラン作成、モニタリング実施(介護予防ケアマネジメントA)		
利用和		介護給付の利用者負担割合 (1割。一定以上の所得の利用者は2割)	なし	
負担	方法	月毎の包括払い	_	
	週1回程度	1, 647単位		
1月あたりの 費用単価	週2回程度	3, 377単位	_	
	加算	有		
限度額管理		限度額管理の対象。国保連で管理	_	
サービス提供者	香への支払方法	国保連経由で審査・支払	支払なし/直接事業所支払い(1回あたりの委託契 約料に実施数量を乗じた分を、月毎に提 出の請求書にて確認し支払う)	

〇総合事業のサービス概要(一般介護予防事業)

		平成28年6月現在			
	一般介護予防事業				
サービス内容	○健康チェック ○体操・ストレッチ ○運動(筋トレ・スクエアステップ) ○栄養・口腔 など	○健康チェック○体操・ストレッチ○運動(筋トレ・スクエアステップ)○座学 など			
実施方法	直接実施/委託	直接実施(運営及び進行は介護長寿課嘱託員が行うが、理学療法士(PT)等の専門職も定期的に活用)			
実施ヵ所数	市内施設	8か所			
実施回数	教室の種類によって異なる	週1回(年間で40回程度、半年実施で20回程度)			
サービス提供者	介護長寿課嘱託員/実施事業所の従事者	介護長寿課嘱託員および地域のリハビリ専門職 (PTおよび運動指導士)			
サービス対象者	すべての第1号被保険者(要介護	の方については付添の方が必須)			
利用者負担	#;				
負担方法	-	_			
費用単価	_				
限度額管理					
サービス提供者への支払方法	支払なし/直接事業所支払い(1回あたりの委託契 約料に実施数量を乗じた分を、月毎に提 出の請求書にて確認し支払う)	直接事業所支払い			

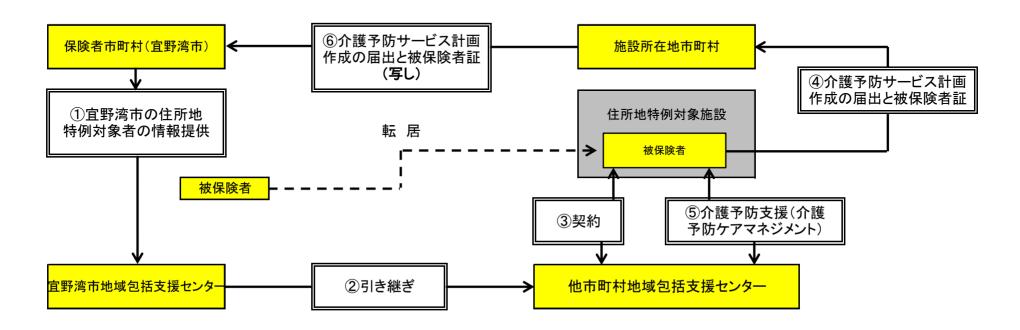
〇住所地特例対象者について

●住所地特例対象者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、平成27年4月以降、施設所在市町村の包括支援センター(介護予防支援事業所)が行う。

ア. 総合事業のみを利用する場合 イ. 介護予防給付のみを利用する場合 ウ. 総合事業と介護予防給付を併用する場合 のいずれであっても、施設所在市町村の地域包括支援センター(介護予防支援従事者)が介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援を実施することになるため、平成27年4月までに保険者市町村と施設所在市町村との間で変更に伴う引き継ぎ等を済ませておく必要がある。

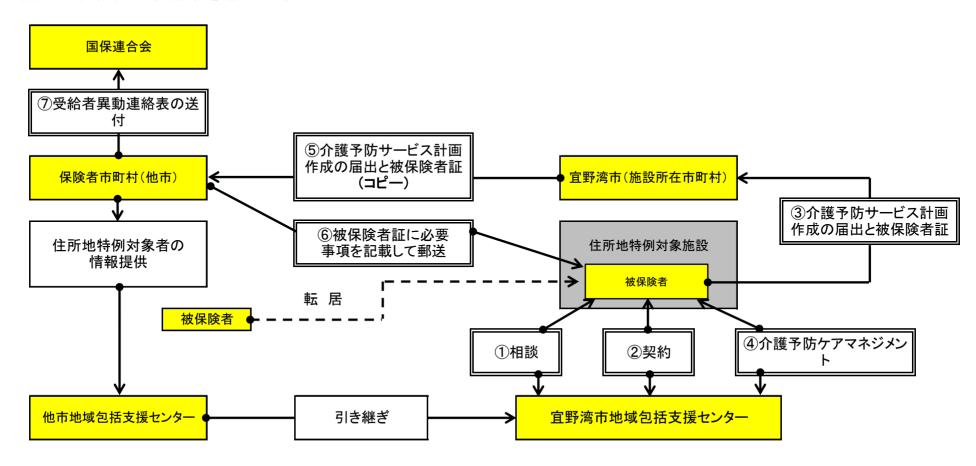
サービス名	改正前	平成27年4月~	(参考)総合事業の実施を 猶予する市町村の場合
介護予防ケアマネジメント (旧制度:包括支援事業)	保険者市町村	_	施設所在市町村
介護予防ケアマネジメント (新制度:総合事業)	_	施設所在市町村	_
介護予防支援	保険者市町村	施設所在市町村	施設所在市町村

引き継ぎ等は、利用者に主旨を説明した上で、転出入等による異動で保険者変更を伴う場合の対応を同様に求められるものであって、この際、利用者との契約についても、施設所在市町村の地域包括支援センターとの契約(図中③)が必要となる。



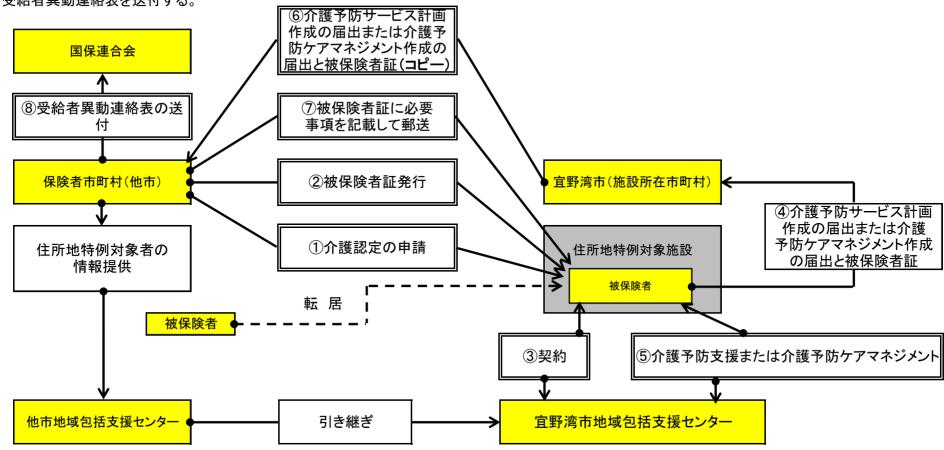
〇住所地特例対象者について(2)

- ●宜野湾市に住所地特例対象者が転入し、総合事業のサービスをチェックリストを受けて利用する場合
 - ①他市被保険者は、宜野湾市地域包括支援センターの窓口に相談しチェックリストを受ける。
 - ②他市被保険者と宜野湾市地域包括支援センターの間で契約を結ぶ。
 - ③他市被保険者は、介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を被保険者証に添付して宜野湾市介護長寿課に届け出る。
 - ④ 宜野湾市地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントを行う。
 - ⑤官野湾市は、他市被保険者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書及び被保険者証を保険者市町村(他市)へ送付する。
 - ⑥保険者市町村(他市)は、⑤の介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書(コピー)を元に、被保険者証に必要事項を記載して、他市 被保険者へ郵送する。
 - ⑦保険者市町村(他市)は、所在する都道府県の国保連に事業対象者であること、住所地特例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡表を送付する。



〇住所地特例対象者について(3)

- ●宜野湾市に住所地特例対象者が転入し、総合事業のサービスを要支援の認定を受けて利用する場合
 - ①他市被保険者は、保険者市町村に対して要支援認定の申請を行う。
 - ②保険者市町村は、認定の結果、被保険者証を発行する。
 - ③他市被保険者と官野湾市地域包括支援センターの間で契約を結ぶ。
 - ④他市被保険者は、介護予防サービス計画作成の届出書または介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を被保険者証に添付して宜野湾市介護長寿課に届け出る。
 - ⑤宜野湾市地域包括支援センターは、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行う。
 - ⑥宜野湾市は、他市被保険者から提出された介護予防サービス計画作成の届出または介護予防ケアマネジメント作成の届出および被保険者証を 保険者市町村(他市)に送付する。
 - ⑦保険者市町村(他市)は、⑥の介護予防サービス計画作成の届出または介護予防ケアマネジメント作成の届出をもとに、被保険者証に必要事項を記載して他市被保険者へ郵送する。
 - ⑧保険者市町村(他市)は、所在する都道府県の国保連に事業対象者であること、住所地特例項目および地域包括支援センターの情報を設定した 受給者異動連絡表を送付する。



〇住所地特例対象者について(4)

●留意事項

総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めるとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けられるサービスが異なることがある。

その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう、下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況	住所地特例対象者が住所地で利用できるサービス
パターン1	予防給付	予防給付	予防給付
パターン2	予防給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	予防給付	予防給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン2の場合は、国保連合会から総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン3の場合には、国保連合会から介護予防訪問介護および介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護および介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン2と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

〇介護予防ケアマネジメントについて

- ①予防給付による介護予防支援 指定居宅支援事業所(地域包括支援センター)の介護支援専門員
- ②総合事業による介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターの専門職
- ①②の作成は指定居宅支援事業所へ委託可能

利用サービス	内容	ケアマネジメント	報酬/月額	
	○訪問リハ・通所リハ ○訪問看護・福祉用具貸与 等	予防給付による介護予防支援	介護予防支援 4, 300円	
介護予防給付サービス +総合事業サービス	〇通所リハ+現行相当訪問サービス等 〇福祉用具貸与+現行相当通所サービス等	が大石 (安一人の) の人 (大人)	初回加算 3, 000円	
総合事業(訪問·通所)	〇現行相当サービス 〇現行相当(訪問)+自立型通所サービス等	総合事業による 介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA 4,300円 初回加算 3,000円	

〇介護予防ケアマネジメントの種類

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態に置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成したものである。現在、宜野湾市はサービスの実施状況からケアマネジメントAのみ実施している。

		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
サービ	ス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント 〇アセスメント 〇ケアプラン原案作成 〇サービス担当者会議 〇利用者への説明・同意 〇ケアプランの確定・交付 〇サービス利用開始 〇モニタリング(3か月)	プロセス等を簡略化したケアマネジメント 〇アセスメント 〇ケアプラン作成 〇利用者への説明・同意 〇ケアプランの確定・交付 〇サービス利用開始 〇モニタリング 〇ケア会議(半年に1回)	初回のみ実施 〇アセスメント 〇ケアプラン作成 〇利用者への説明・同意 〇利用するサービス提供者等への説明
対象となるケース		主に訪問型・通所型サービスにおいて指 定事業所のサービスを利用するケース や組み合わせた複数のサービスを利用 する場合	ケアマネジメントA・C以外のケース	主にケアマネジメントの結果、補助や住 民主体のサービスを利用する場合
事業の多	尾施方法	委託	直接(一部委託)	委託
サービス	ス提供者	地域包括支援センター・委託事業所		配食実施事業所の従事者
負担	方法	月単位で支払い	月単位で支払い	実績払い
給付管理票	の作成・記入	原則記入	不要	不要
1件あたりの	原則	4, 300円	_	_
費用単価	初回加算	3, 000円	_	_
利用者負担		なし	_	_
限度客	頂管理	なし		_
支払	方法	直接地域包括支援センターへ支払い	_	_

〇介護予防ケアマネジメントAの業務プロセス

①相談受付•契約	・「被保険者証」・「負担割合証」を確認し、対象者であることを確認する。 ・「個人情報使用同意書」「重要事項説明書」「介護予防ケアマネジメント契約書」を交付し、説明、同意を得る。 ・利用者とその家族に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届」に署名・印をもらい、書類一式を地域包括支援センターに提出する。
②アセスメント	・地域包括支援センター職員または包括から依頼を受けた介護支援専門員は、利用者宅を 訪問しアセスメントを実施する。
③介護予防サービス計画(原案)作成	・アセスメント結果をもとに、必要な支援を利用者と調整し、合意した結果に基づき介護予防 サービス原案を作成する。
④サービス担当者会議	・利用者の情報を担当者間で共有する。介護予防計画原案について、専門的な意見を聴取する。
⑤介護予防サービス計画書の発行	・利用者または家族に介護予防サービス計画書・利用料金等について説明し、同意を得たのち、署名捺印をもらい利用者および担当者に発行する。
⑥サービスの開始	・介護予防サービス計画に基づきサービスが提供されるよう連絡調整する。サービス事業所の個別計画書の内容を確認する。
⑦モニタリング	・原則としてサービス事業所等への訪問、利用者への電話等の方法により状況確認し、少な くとも月に1回はその結果を記録する。3か月に1回は自宅訪問にて面会する。
8実績報告	・地域包括支援センターへ毎月実績を報告する。
9評価	・介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときに、計画の達成状況について評価を実施する。
⑩給付管理	・介護保険サービスの利用実績を確認し、給付管理票を作成する。
⑪介護報酬の請求	・介護報酬請求に関する書類を作成し、介護報酬の請求を行い受領する。

〇サービス事業のみ利用の場合の介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメント の類型	説明	利用する サービス		サービス提供開始月	2日目	3日目	4日目 (3か月後)
	○アセスメント○ケアプラン原案作成	現行相当 サービス	サービス 担当者会議	0	×	×	0
ケアマネジメント A	○サービス担当者会議○利用者への説明・同意○ケアプランの確定・交付	予防訪問 介護C	モニタリング等	_	0	0	0
	〇サービス利用開始 〇モニタリング(3か月)	予防通所 介護C	報酬	基本報酬 初回加算	極森基	M 姆本基	幡辞本基
	○アセスメント○ケアプラン作成○利用者への説明・同意○ケアプランの確定・交付○サービス利用開始		サービス担当者会議	×	×	×	×
ケアマネジメント B		_	モニタリング等		×	×	×
	〇モニタリング 〇ケア会議		幸日西州	基本報酬 初回加算	基本報酬	極本基	栖蹄本基
	Oアセスメント		サービス 担当者会議	×	×	×	×
ケアマネジメント C	○ケアプラン作成○利用者への説明・同意○利用するサービス提供者等への	_	モニタリング等	_	×	×	×
	説明		幸促酉州		確認	·····································	

〇サービスの組合せとケアプラン

文 胜松井	介護予防		 ビス事業	ケアプラン	実施
予防給付	現行相当	短期集中C	生活支援(調整中)	7,7,7,7	天 旭
0					委託
0	0				委託
0	0	0			
0	0	0	0	介護予防支援	委託
0		0			(一部直営)
0		0	0		
0			0		委託
	0				委託
	0	0			
	0	0	0	介護予防ケアマネジメントA	委託
		0			(一部直営)
		0	0		

〇介護予防ケアマネジメントの届出の有無

区分	介護予防サービス計画作成・介記	養予防ケアマネジメント依頼届出	THI ch
提出先	介護長寿課 認定給付係	介護長寿課 長寿支援係	 理由
介護給付サービス ↓ 予防給付サービス	〇 必要	× 不要	居宅介護支援事業所から地域包括支援 センターに実施者が変更となるため
介護給付サービス ↓ 介護予防・生活支援サービス	× 不要	〇 必要	居宅介護支援事業所から地域包括支援 センターに実施者が変更となるため
予防給付サービス ↓ 予防給付サービス+ 介護予防・生活支援サービス	× 不要	× 不要	介護予防支援が継続され、要支援者で あることは変わらず、実施者も地域包括 支援センターで変更がないため、省略で きる。
予防給付サービス ↓ 介護予防・生活支援サービス	× 不要	〇 必要	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行することとなるため、ケアマネジメント依頼届出により、介護予防・生活支援サービス事業の対象者として登録が必要になるため。
介護予防・生活支援サービス ↓ 予防給付サービス	〇 必要	× 不要	介護予防ケアマネジメント依頼届出により、総合事業のサービス対象者として登録が必要になるため。

[※]要支援認定者、サービス事業対象者が要介護者となった場合は、居宅介護サービス計画作成依頼届出書が必要となる。

[※]要支援認定者の区分変更での介護給付利用の場合は、介護サービス暫定プランの提出が必要となる。

○事業所指定について

●サービス事業者のみなし指定

・総合事業の移行にあたって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者において、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図る。

●みなし指定の有効期間

平成27年4月から平成30年3月31日まで(3年間)

- ※総合事業への移行期間中は、みなし指定について「特段の申出」 をしない事業所については、総合事業の指定と予防給付による2つ の効力が生じる。
- ※みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、市から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

●みなし指定の効力が生じるサービス

- ①訪問介護(現行相当の予防訪問介護)
- ②通所介護(現行相当の予防通所介護)

●みなし指定の拒否

・事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業所が所在する市町 村に申し出をする必要がある。

〇介護予防訪問(通所)相当サービス事業所の新規申請について

●事業者と利用者の契約等

・現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、サービスの提供が開始される。

利用者	契約書	重要事項説明書
既存利用者	再契約	(再)同意
新規利用者	新規契約	同意

●契約書・重要事項説明書の変更点

①サービスの種類

②介護予防ケアプラン

介護予防サービス計画書、介護予防ケアマネジメント計画書の 両者またはどちらかを示す。

③利用料

負担割合証に応じた基本使用料の1割または2割の額となる。

④記録の保存期間 2年間 → 5年間

●定款・運営規定について

・現段階で必ず変更する必要はないが、今後サービスA等、新しい 基準での総合事業を実施する場合に定款の変更を行い、それに 伴い運営規定も総合事業用に変更する必要がある。

みなし指定の効力が及ばない事業所が総合事業を実施する場合(介護予防訪問・通所介護相当サービスを提供する場合)は、宜野湾市にて新規指定を受ける必要がある。新規申請にかかる提出書類等については、市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業事業者指定等について」を参照。

〇サービス費の請求について(1)

●予防給付と介護予防・生活支援サービス事業の請求の関係

利用サービス	費用請求区分	請求事業
予防給付のみ	予防給付サービス費	予防給付事業で請求
יי פרס ניו מיינפו יו	ケアマネジメント費	が関係が表と明外
	予防給付サービス費	予防給付事業で請求
予防給付と介護予防・生活支援	介護予防・生活支援サービス費	総合事業で請求
サービス事業の併用	ケアマネジメント費	予防給付事業で請求(※)
	ケアスポングンド負	総合事業で請求
介護予防・生活支援	介護予防・生活支援サービス費	総合事業で請求
サービス事業のみ	ケアマネジメント費	心口尹未じ胡木

<u>※予防給付サービス費と介護予防・生活支援サービス費を併用して利用した場合のケアマネジメント費について、</u> <u>予防給付サービス費の限度額管理対象のサービスを利用した場合は「予防給付事業で請求」となる。</u>

●介護保険申請から認定日までのサービスの支払い方法

認定結果	給付のみ	給付と介護予防・生活支援サービス事業 の <u>併用</u>	介護予防・生活支援サービス事業のみ
事業対象者	全額自己負担	①給付分は全額自己負担 ②ケアマネジメント費も含めた介護予防・生活 支援サービス事業分はサービス事業より	ケアマネジメント費も含めた事業分はサービ ス事業より
要支援認定者	予防給付より支給		ケアマネジメント費も含めた事業分はサービ ス事業より
要介護認定者	介護給付より支給	②介護予防・生活支援サービス事業分は、介	介護予防・生活支援サービス事業分は、介護 給付サービスの利用を開始するまでのサービ ス提供分はサービス事業により支給

〇サービス費の請求について(2)

●介護予防訪問(通所)介護(現行相当サービス)を利用する場合の利用者負担と支給限度額

利用者区分	費用請求区分	支給限度額	利用者負担		
事業対象者	介護予防給付	5, 003単位			
₩ ▼ 未刈豕石	現行相当サービス	(要支援1と同額)			
要支援1	介護予防給付	5, 003単位	1割 (一定以上の所得の		
安义版「	現行相当サービス	5,003单位	一定以上の所得の 利用者は2割)		
要支援2	介護予防給付	10, 473単位			
安义版2	現行相当サービス	10, 473单位			

※事業対象者の支給限度額は、基本的には要支援1と同額だが、事業対象者が<u>退院直後等で状態が安定するまでの間一時的に5,003単位を超えるサービスが必要となる場合</u>は、「総合事業対象者における一時的な区分支給限度額申請書」を提出後、市でのサービス調整会議によって支給限度額について検討・判定する。

※生活保護者は自己負担なし。これまでの予防給付と同様、介護扶助費による給付を行う。

●みなし指定の単価等

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容
1	A1	介護予防訪問介護(現行の訪問介護相当)	総合事業のみなし指定を受けた(平成27年3月以前に 県からの指定を受けていた)事業所が請求するサービス
2	A 5	介護予防通所介護(現行の通所介護相当)	の種類
3	A2	介護予防訪問介護(現行の通所介護相当)	総合事業のみなし指定を受けていない(平成27年4月以 降に
4	A6	介護予防通所介護(現行の通所介護相当)	指定を受けた)事業所が請求するサービスの種類

No.	サービス 種類コード	サービス	算定 構造	数 地域単価	サービス 帳票類に出力す サービスコード名	る 利用者負担	利用者 負担割合	限度額管理
1	A1 • A2	介護予防 訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定	定率	予防給付と	国が規定
2	A5•A6	介護予防 通所介護	当が死た	(1単位:10円)	国が祝た	佐 平	同様	国加·风压

〇サービス費の請求について(3)

◆訪問型サービス(現行相当サービス、みなし)A1

※市ホームページに介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表掲載。

サービ	スコード	サービス内容略称			算定項目	合成	算定
種類	項目	y CAPIENT			チたスロ	単位数	単位
A1	1111	訪問型サービス I	イ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・		1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスI・初任	サービス費 (みなし)	2(週1回程度)	介護隊員初任者研修課税を修了したサービス接供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A1	1114	訪問型サービスI・同一	(I)	1,168 単位	事業所と同一連物の利用者又はこれ以外の同一連物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	1,051	i
A1	1115	訪問型サービスI・初任・同一	1		ク技能員初任者研修額程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736	i
A1	2111	訪問型サービスI日割	†	事業対象者·要支援1·		38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスI日割・初任	†	2(週1回程度)	↑関際員初任者研修標準を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A1	2114	訪問型サービスI日割・同一	†	38 単位	事業所と同一機物の利用者又はこれ以外の同一機物の利用者20人以	34	·
A1	2115	訪問型サービスI日割・初任・同一	†		↑健康員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 上にサービスを行う場合 × 90%	24	·
A1	1211	訪問型サービスⅡ	口 訪問型	事業対象者·要支援1・	A STATE OF THE STA	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	サービス費 (みなし)	2(週2回程度)	介護隊員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635	IAICJE
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	(II)	2,335 単位	ア接続員初世祖明等課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 へ / しゅ 事業所と同一連物の利用者又はこれ以外の同一連物の利用者20人以	2,102	·
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	†	2,335 单位	上にサービスを行う場合	1.472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	+	事業対象者·要支援1・	☆糠隆員初任者研修課程を修了したサービス接供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77	101-ot
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	+	2(週2回程度)	70%	54	1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	+	77 144	介護隊員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一連物の利用者又はこ		
H			+	77 単位	れ以外の同一連動の利用者20人以 上にサービスを行う場合	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	八訪問型	事業対象者·要支援2	介護隆員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	サービス費	事業対象者 安文法2 (週2回を超える程度)		3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	(みなし)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% ■事業と同一議場の利用をフロー	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一	(ш)	3,704 単位	事業所と同一議物の利用者又はこれ以外の同一議物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	1		介護機員初任者可修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	1	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	1	(MELLIC MEDIC)	介護機員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	1	122 単位	事事所と同一連物の利用者又はこ れ以外の同一連物の利用者の人以	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	Ī		ク技能員が任者研修課程を修了したサービス接供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・		266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	サービス賞 (みなし)	2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一	(IV)	266 単位	事事所と同一種物の利用者又はここ お以外の同一種物の利用者を以ここ	239	
A1	2415	訪問型サービスIV・初任・同一	†	※1月の中で全部で4回まで	上にサービスを行う場合	167	·
A1	2511	訪問型サービスV	木 訪問型	事業対象者·要支援1·	A DESCRIPTION OF THE PROPERTY	270	
A1	2513	訪問型サービスV・初任	サービス費 (みなし)	2(週2回程度)	・	189	
A1	2514	訪問型サービスV・同一	(V)	270 単位	↑技権員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者又はこれ以外の同一連物の利用者という。	243	1
A1	2515	訪問型サービスV・初任・同一	†		上にサービスを行う場合	170	
A1	2621	訪問型サービスVI	へ 訪問型	※1月の中で全部で5回から8回まで 事業対象者・要支援2	介護隊員初任者研修整視を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		
A1	2623	訪問型サービスVI・初任	サービス費	(週2回を超える程度)		285	
-	2624	訪問型サービスVI・同一	(みなし) (VI)		介護隆貴初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一連務の利用者又はこ	200	
A1			1017	285 単位	れ以外の側・連称の利用者20人以 上にサービスを行う場合	257	
A1	2625	訪問型サービスVI・初任・同一	ト 訪問型	※1月の中で全部で9回から12回まで 事業対象者・要支援1・	小技際員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180	-
A1	1411	訪問型短時間サービス	サービス費	2(20分未満)		165	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	(みなし) (短時間サー		小技能員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 直査所と同一議論の利用を立けて	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一	(短時間サービス)	165 単位	事業所と同一連携の利用者又はこれ以外の同一種物の利用者又はこれ以外の同一種物利用者20人以 上にサービスを行う場合	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		※1月につき22回まで	小技職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域	加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	1		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地	域等における小規模事	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	未717世界		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		域等に居住する者への	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	サービス	定代川界	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算		向上連携加算	100 単位加算	100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算 I		·····································	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 86/1000 加算		†
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	71 BE 194 54 7		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 48/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	†				
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算IV	†				
,	32,0	TOTAL CONTRACTOR DIMENTIA			(4)介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

〇サービス費の請求について(4)

◆訪問型サービス(現行相当サービス)A2

※市ホームページに介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表掲載。

	プロス(死)111日コプロス			スリル ムマ ノに月度 F 的 日市工石文版配日事未平世数:		<u> </u>
サービスコート	サービス内容略称			算定項目	合成	算定
種類 項目					単位数	単位
A2 1111	肪間型独自サービスI	イ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・		1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービスI・初任	(独自)(I)	2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を除了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A2 1114	訪問型独自サービスI・同一		1,168 単位	事業所と同一連物の利用者又はこ れ以外の同一連物の利用者20人以	1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスI・初任・同一	1		ク技験員初任者等停課項を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 上にサービスを行う場合 × 90%	736	
A2 2111	訪問型独自サービスI日割	1	事業対象者·要支援1・	·	38	1日につき
A2 2113	訪問型独自サービスI日割・初任	1	2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A2 2114	訪問型独自サービスI日割・同一	1	38 単位	事業所と同一種聯和利用者又はこ 和以外の問一種等の利用者の人以	34	
A2 2115	訪問型独自サービスI日割・初任・同一	1		ク技能員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	口 訪問型	事業対象者・要支援1・		2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	サービス費 (独自)(II)	2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335 単位	事業所と関一連聯の利用者又はこ 和以外の第一機動の利用者の人以	2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	1		ク接触員初任者等停機福を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 上にサービスを行う場合 × 90%	1,472	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	1	事業対象者·要支援1・		77	1日につき
A2 2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	1	2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	1	77 単位	事業所と同一連軸の利用者又はこれ以外の同一連軸の利用者ではこれ以外の同一連軸の利用者ではこれ	69	
A2 2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	1		ク解職員別任者芸術課題を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 上にサービスを行う場合 × 90%	49	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型	事業対象者·要支援2		3,704	1月につき
A2 1323		サービス費 (独自)(皿)	(週2回を超える程度)	ク博職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	(TALL) (LL)	3,704 単位	事業所と同一連軸の利用者又はこ れ以外の同一連軸の利用者20人以	3,334	
A2 1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	1		・ ク接職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334	
A2 2321		1	事業対象者・要支援2	The state of the s	122	1日につき
A2 2323		1	(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	LLICOL
A2 2324		1	122 単位	事業所と同一権物の利用者又はこ	110	
A2 2325		1	122 412	れ以外の第一連物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77	
A2 2411		二 訪問型	事業対象者・要支援1・	THE RESERVE TO THE PROPERTY OF	266	1回につき
A2 2413		サービス費 (独自)(IV)	2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186	I part Je
A2 2414		(41)(14)	266 単位	が設備員が任何可能辞価を持っただが、これが決員任何を配置している場合 スプラル 事業所と同一議物の利用者又はこれ以外の同一議物の利用者20人以	239	
A2 2415		1	※1月の中で全部で4回まで	上にサービスを行う場合	167	
A2 2511		木 訪問型	事業対象者・要支援1・	介護職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	270	
A2 2513		サービス費 (独自)(V)	2(週2回程度)	小様職員初任者子母問指を停了したサービス提供責任者を影響している場合 × 70%	189	
A2 2514		(<u>A</u> E)(V)	270 単位	対象集員が任何教育等権を探すしたサービス接換責任者を配理している場合 へ プラル 事業所と同一連動の利用者又はこ れ以外の同一連動の利用者の人以	243	
A2 2515		1	※1月の中で金巻で5回から0回まで	・	170	
A2 2621		へ 訪問型	事業対象者・要支援2	が最高的性質が経過性を受けただが一日人の発達性質を配置している場合 へ 70万 へ 30万	285	
A2 2623		サービス費 (独自)(VI)	(週2回を超える程度)	・	200	
A2 2624		(ALE)(VI)	285 単位	事業所と同一遺物の利用者又はこ	257	
A2 2625		1	※1月の中で全轄で9回から12回まで	れ以外の同一種物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型	事業対象者・要支援1・	が最高的性情を解析を呼びていたが一と人間発見性情を配置している情報 ヘープング	165	
A2 1413		サービス費 (独自)	2(20分未満)	介護職員初任者研修課程を停了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116	
A2 1414		(短時間サー	165 単位	ア酸素質別性者が複雑性を除了したサービス接件責任者を配置している機会 ヘアンカ 事意所と同一機物の利用者又はこれに外の同一機物の利用者20人以	149	
A2 1415		ピス)	※1月につき22回まで	れ以外の両一種物の利用者が人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104	
A2 8000		特別地域		介機業員が任者受益等権を修了したサービス機構員任者を配置している事故 へ 70% へ 30% 所定単位数の 15% 加算	104	1月につき
A2 8001		14779 4834		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8002		1		所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8100			域等における小規模事	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	業所加算	r.			1日につき
A2 8102		1		所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8110		中山間地	域等に居住する者への	所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	サービス	提供加算			1日につき
A2 8112		1				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	,	所定単位数の 5% 加算 200 単位加算	200	1回につき
A2 4001						. Alc Je
A2 6270			向 <u>上連携加算</u> 処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 86/1000 加算	100	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ペット提取員を	地超以普加 异	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 86/1000 加算 (2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 48/1000 加算		
A2 6273		1			 	
A2 6275		1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算 (ハヘ精禁 8.44 美加美 200 (ロア) (ハハ南 200 (ロア) (ロア) (ロア) (ロア) (ロア) (ロア) (ロア) (ロア)		
AZ 02/0	の同主が日う ころだれの音が音が			(4)介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○サービス費の請求について(5)◆通所型サービス(現行相当サービス、みなし)A5

※市ホームページに介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表掲載。

サーヒ	・スコード	サービス内容略称				算定項目				合成	算定
種類	項目									単位数	単位
A5	1111	通所型サービス1	イ通所型サ	一ビス費	事業対象者・要支援1		1	.647 #	単位	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割	(みなし)					54 #	単位	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2	Ī		事業対象者・要支援2		3	.377 単	单位	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割	Ī			ľ		111 単	单位	111	1日につき
A5	1113	通所型サービス1回数	Ī		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378 #	单位	378	1回につき
A5	1123	通所型サービス2回数	Ī		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389 #	単位	389	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地	域等に居住す	る者へのサービス提供		所定単位数の	5%	加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	加昇				所定単位数の	5%	加算		1日につき
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数	Ī				所定単位数の	5%	加算		1回につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認	知症利用者受	入加算	•		240 単	单位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1			住する者又は同一建物 型サービス(みなし)を行	事業対象者・要支援1		376 単	单位減算	-376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2	う場合	9 る省に週門:	型サービス(みなし)を行	事業対象者・要支援2		752 埠	单位減算	-752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	口 生活機能	向上グループ	活動加算	•		100 単	单位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機	能向上加算				225 単	单位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	二 栄養改善	加算				150 単	单位加算	150	
A5	5004	通所型サービスロ腔機能向上加算	ホ 口腔機能	向上加算				150 単	単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	へ 選択的 サービス複	(1) 選択的サ	ービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善		480 ¤	单位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2	数実施加算			運動器機能向上及び口腔機能向		480 ¤	单位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 I3	Ī			栄養改善及び口腔機能向上		480 ¤	单位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ	Ī	(2) 選択的サ	ービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び	「口腔機能向上	700 埠	单位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評値	西加算		•		120 単	单位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算 I 11	チ サービス! 加算	提供体制強化	(1) サービス提供体制 強化加算(I)イ	事業対象者·要支援1		72 #	单位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算 I 12	/JLI 54 -		59(12/01)异(1)7	事業対象者·要支援2		144 #	单位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算 I 21	Ī		(2)サービス提供体制 強化加算(I)ロ	事業対象者·要支援1		48 #	单位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算 I 22	Ī		5魚16加鼻(1)口	事業対象者·要支援2		96 #	单位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	Ī		(3) サービス提供体制	事業対象者·要支援1		24 茸	单位加算	24	·
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2		48 #	单位加算	48	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算 I	リ介護職員処	1.遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加	1算(I)	所定単位数0	0 40/1	000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加	1算(Ⅱ)	所定単位数0	0 22/1	000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算皿	Ī		(3)介護職員処遇改善加	1算(Ⅲ) (2)	で算定した単位数の	D 9	90% 加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算IV	Ī		(4)介護職員処遇改善加	1算(IV) (2)	で算定した単位数の	D (80% 加算		

定員超過の場合

サーヒ	ゴスコード	サービス内容略称		算定項目						
種類	項目									
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位		1,153	1月につき		
A5	8002	通所型サービス1日割・定超	(37,20)		54 単位	定員超過の場合	38	1日につき		
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位	× 70%	2,364	1月につき		
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111 単位		78	1日につき		
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき		
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272			

看護・介護職員が欠員の場合

サーヒ	ジスコード	サービス内容略称		合成	算定					
種類	項目									
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位		1,153	1月につき		
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠	(07.20)		54 単位	看護・介護職員 が欠員の場合	38	1日につき		
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位	が人員の場合	2,364	1月につき		
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位	× 70%	78	1日につき		
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき		
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	i I		

○サービス費の請求について(6) ◆通所型サービス(現行相当サービス)A6

※市ホームページに介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表掲載。

サービ	スコード	コード サービス内容略称 算定項目			算定項目				合成	算定	
種類	項目								単位数	単位	
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サ (独自)	ービス費	事業対象者・要支援1			1,647	単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割	(独自)					54	単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2			事業対象者·要支援2			3,377	単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割						111	単位	111	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数			事業対象者·要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378	単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数			事業対象者·要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389	単位	389	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域	域等に居住す	る者へのサービス提供		所定単位数の	5%	加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	/M .		ļ		所定単位数の	5%	加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の	5%	加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認	知症利用者受	入加算	•		240	単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1			住する者又は同一建物 型サービス(独自)を行う	事業対象者·要支援1		376	単位滅算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	場合	VIII CALDIS	重り一とへ(独自/を行う	事業対象者・要支援2		752	単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ生活機能向上グループ活動加算				100	単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算					225	単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	二 栄養改善加算					150	単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービスロ腔機能向上加算	木 口腔機能					150	単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	へ 選択的 (1) 選択的サービス複数実施加算(I) 埋動器機能向上及び栄養改善			480	単位加算	480			
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	数実施加算		運動器機能向上及び口腔機能向		上	480	単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I3				栄養改善及び口腔機能向上		480	単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 Ⅱ	(2) 選択的サービス複数実施加算(1)			運動器機能向上、栄養改善及び	口腔機能向上	700	単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評値					120	単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	チ サービス! 加算	是供体制強化	(1) サービス提供体制 強化加算(I)イ	事業対象者·要支援1		72	単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12	/II JA			事業対象者・要支援2		144	単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21			(2) サービス提供体制	事業対象者・要支援1		48	単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22			強化加算(I)口	事業対象者・要支援2		96	単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			(3) サービス提供体制 強化加算(II)	事業対象者·要支援1		24	単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			291C/M # (II)	事業対象者·要支援2		48	単位加算	48	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 I	リ介護職員処	1.過改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数		න 40	/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数		ග 22	/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数			<u>ග</u>	90% 加算				
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した単位数の 80%					80% 加算			

定員超過の場合

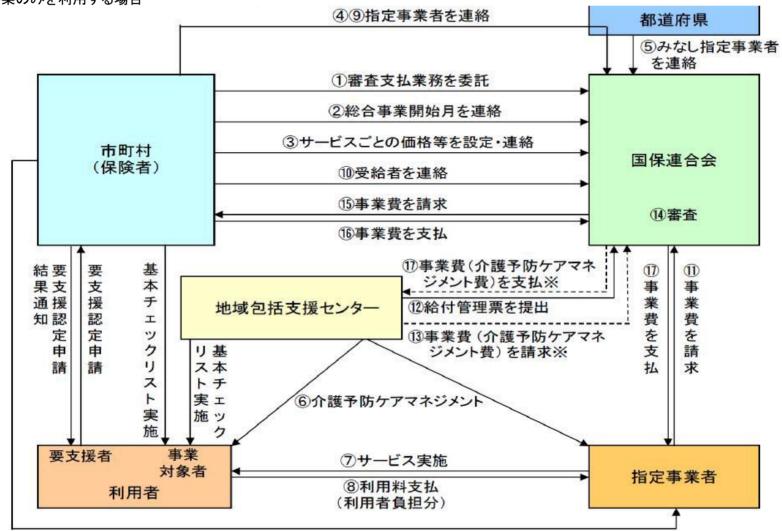
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					算定
種類	項目			単位数	単位			
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位		1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超	(341)		54 単位	定員超過の場合	38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位	× 70%	2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111 単位		78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称		合成	算定			
種類	項目]						単位
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者·要支援1	1,647 単位		1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠	(公日)		54 単位	看護・介護職員 が欠員の場合	38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者·要支援2	3,377 単位	が大真の場合	2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111 単位	× 70%	78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠]	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠]	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

〇サービス費の請求について(7)

◆利用者が事業のみを利用する場合

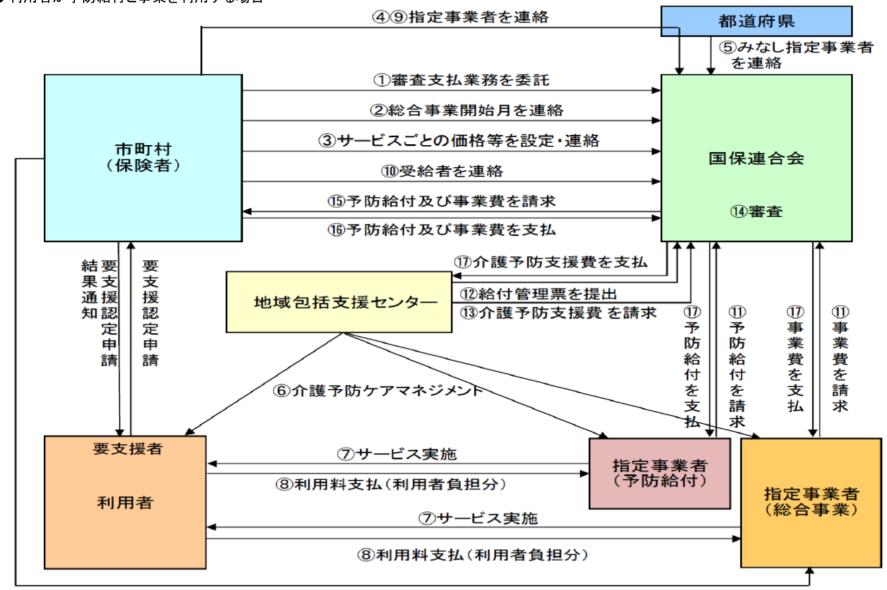


④指定事業者を決定

※③、①の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

〇サービス費の請求について(8)

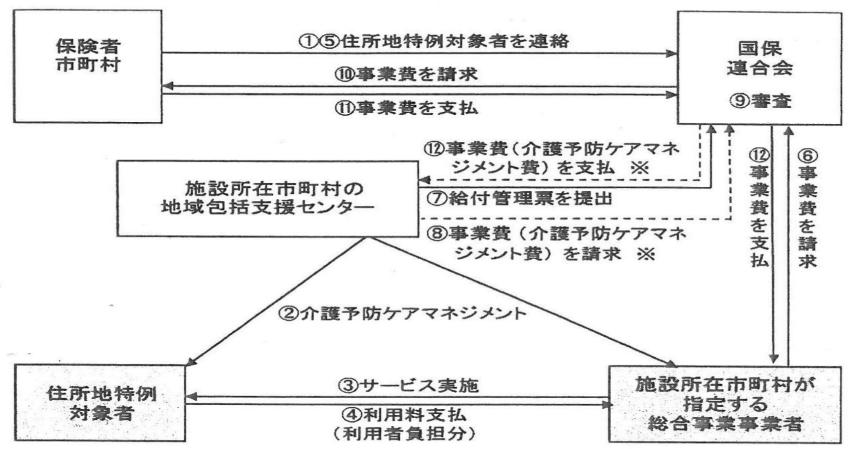
◆利用者が予防給付と事業を利用する場合



④指定事業者を決定

〇サービス費の請求について(9)

審査支払 (介護予防・日常生活支援総合事業の国保連合会支払の場合)



- ※総合事業を実施する市町村の流れ。
- ※③、①の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの 委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は 介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。